【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

 【提出先】
 中国財務局長

 【提出日】
 2025年10月14日

【中間会計期間】 第51期中(自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)

【会社名】株式会社ポプラ【英訳名】POPLAR Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡田 礼信

【本店の所在の場所】 広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

【電話番号】 (082)837-3500(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経営企画室長 大竹 修

【最寄りの連絡場所】 広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

【電話番号】 (082)837-3510

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経営企画室長 大竹 修

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次		第50期 中間連結会計期間	第51期 中間連結会計期間	第50期
会計期間		自2024年 3月1日 至2024年 8月31日	自2025年 3月1日 至2025年 8月31日	自2024年 3月1日 至2025年 2月28日
営業総収入	(千円)	6,228,660	5,958,891	12,028,050
経常利益	(千円)	268,469	244,028	412,608
親会社株主に帰属する中間(当期)純利 益	(千円)	264,547	176,691	376,335
中間包括利益又は包括利益	(千円)	235,320	181,635	332,697
純資産額	(千円)	683,457	916,967	780,832
総資産額	(千円)	4,398,699	4,343,214	3,780,248
1株当たり中間(当期)純利益	(円)	20.50	12.89	28.07
潜在株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益	(円)	16.05	10.71	22.63
自己資本比率	(%)	15.5	21.1	20.7
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	727,310	516,999	433,060
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	40,494	119,423	26,351
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	202,632	30,191	405,662
現金及び現金同等物の中間期末 (期末) 残高	(千円)	1,317,543	1,173,503	806,120

⁽注)当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しており ません。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1)経営成績の状況

当中間連結会計期間における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境等の改善により緩やかな景気の回復が見られる一方で、食料品や生活用品などあらゆる物の価格上昇が継続しており、生活防衛意識の高まりによる消費の冷え込みが懸念される状況が続いております。また、米国の関税政策による影響や長期化するウクライナ情勢や中東情勢など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、安定した黒字経営体制の確立と財務基盤の増強に取り組んでまいりました。

< 売上と利益の状況 >

店舗売上は、継続している販売価格の上昇が主因となり、既存店ベースの売上前年同期比は106.5%と高い水準を維持しました。自社工場の製品売上につきましても、増産体制の確立と販路開拓により、外部事業者への弁当や冷凍惣菜の販売は大幅に伸長しました。

一方で、米や海苔など原材料の価格高騰に加え、エネルギー価格の高止まりや人件費上昇などのコストの増加、自社工場の増産体制構築のための先行費用の発生などの影響が大きく、営業利益は227百万円(前年同期比13.3%減)、経常利益は244百万円(同:9.1%減)、親会社株主に帰属する中間純利益は176百万円(同:33.2%減)となりました。

セグメントごとの活動状況は以下のとおりであります。

<スマートストア事業>

「ポプラ」「生活彩家」ブランドで、施設内を中心に比較的小規模店舗を展開する施設内コンビニエンスストア事業、および自社工場においては、トップラインの引き上げに向けて、発注の精緻化による欠品防止や品揃え改善、QSCの見直しなどの取り組みを推進するとともに、施設内の店舗では、これまで人件費などのコストを抑えるため営業時間外となっていた一部の時間帯を、セルフ決済専用の無人営業に切り替えました。これにより、低コストで営業時間を拡大しています。

また、当社グループの戦略商品である、お店で炊きたてのご飯を盛り付ける「ポプ弁」については、徹底的な 見直しによる再設計を実施し高品質化に取り組んだ結果、大きく売上を伸ばすことが出来ました。

加えて昭和100年の記念商品として、広島を代表する老舗企業三社のロングセラー商品を使用した"大きなおむすび 広島づくし"を発売するなど、地域と連携した商品開発を推進しました。

グループ店舗や外部事業者へ弁当・惣菜の製造販売を担う自社工場においては、ドラッグストア等への弁当・ 惣菜の販売が前年同期比277%に増大、また、老健施設向け完全調理済み冷凍惣菜の販売についても前年同期比 282%になるなど、課題であった工場の稼働率引き上げを実現しました。

なお、急増する生産量に対応し、効率化を図るため、2025年7月末にトンネル式フリーザーの導入を完了しました。これにより、冷凍惣菜のさらなる生産量拡大を目指します。

これらの結果、スマートストア事業の営業総収入は2,588百万円(前年同期比0.9%増)、営業損失は123百万円(前年同期実績:営業損失37百万円)となりました。

<ローソン・ポプラ事業>

関東、関西、中国、九州で「ローソン・ポプラ」および「ローソン」ブランド店舗を展開するローソン・ポプラ事業に関しては、「お客様から"選ばれる売場"を常に実現」することを目標に、商品の充実や清掃の徹底、接客力の向上に取り組んでまいりました。

販促面では、ローソン創業祭での1.5倍増量の「盛りすぎチャレンジ」や、おにぎり390円以上購入で飲料プレゼントの「ハピ得祭り」等の企画が好評となりました。

また、10年ぶりに製法から見直す大幅リニューアルとなった「3つ星おにぎり」も販売を押し上げました。加えて、ローソン・ポプラ店舗の特徴である「ポプ弁」については、商品力の引き上げに連動してデリバリーサービスでの販売を含め拡販に取り組みました。この結果、既存店売上前年比は107.0%と大きく伸長いたしました。

出店に関しては、広島県庁舎敷地内への出店を含め3店舗実施、期末店舗数は123店(前年同期末:117店舗) となりました。 これらの結果、ローソン・ポプラ事業の営業総収入は3,016百万円(前年同期比7.2%減)、営業利益は522百万円(同:12.4%増)となりました。

(2)財政状態の状況

(流動資産)

当中間連結会計期間末の流動資産は前連結会計年度末に比較し411百万円増加し2,152百万円(前連結会計年度末比23.6%増)となりました。これは、主に、当中間連結会計期間末が金融機関の休業日であったことにより債務の支払いが翌営業日に繰り越されたこと等から現金及び預金が367百万円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末の固定資産は前連結会計年度末に比較し151百万円増加し2,190百万円(前連結会計年度末比7.4%増)となりました。これは、主に自社工場の製造効率化のために設備導入したこと等から有形固定資産が158百万円増加したことによるものであります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末の流動負債は前連結会計年度末に比較し412百万円増加し2,036百万円(前連結会計年度末比25.4%増)となりました。これは、主に当中間連結会計期間末が金融機関の休業日であったことにより債務の支払いが翌営業日に繰り越されたこと等から買掛金が273百万円、加盟店買掛金が86百万円及び未払金が128百万円増加したこと及び、返済に伴い1年内返済予定の長期借入金が39百万円減少したことによるものであります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末の固定負債は前連結会計年度末に比較し14百万円増加し1,389百万円(前連結会計年度末比1.1%増)となりました。これは、主に新規借入、返済に伴い長期借入金が136百万円増加、一方で返済に伴いリース債務が78百万円、長期預り金が21百万円減少及び、履行に伴い資産除去債務が16百万円減少したことによるものであります。

(純資産)

当中間連結会計期間末の純資産は前連結会計年度末に比較し136百万円増加し916百万円(前連結会計年度末比17.4%増)となりました。これは、主に親会社株主に帰属する中間純利益が176百万円であったこと、優先株式の配当支払いが45百万円あったことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、営業活動により516百万円の増加、投資活動において119百万円の減少、財務活動において30百万円の減少があった結果、367百万円増加し、当中間連結会計期間末には1.173百万円(前連結会計年度末比45.6%増)となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、増加した資金は516百万円(前年同期は727百万円の増加)となりました。これは主に 税金等調整前中間純利益が232百万円、仕入債務の増加額が360百万円あったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、減少した資金は119百万円(前年同期は40百万円の増加)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が129百万円、無形固定資産の取得による支出が10百万円あったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、減少した資金は30百万円(前年同期は202百万円の減少)となりました。これはリース債務の返済による支出が82百万円、長期借入れによる収入が200百万円、長期借入金の返済による支出が102百万円、配当金の支払額が45百万円あったことによるものであります。

(4)経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6)研究開発活動

当中間連結会計期間において、当社グループの研究開発活動について重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

1.業務提携契約の締結

当社と株式会社ローソン(以下、「ローソン」といいます。)は、2025年8月29日付で、業務提携契約(以下、「本提携契約」といいます。)を締結いたしました。

(1) 本提携契約締結の理由

当社とローソンの間の2014年12月8日付の資本業務提携契約を解消し、同契約に代わるものとして新たにローソンと、2025年8月29日付で本提携契約を締結いたしました。

(2) 本提携契約の内容

商品等の共同開発・共同仕入、店舗開発情報の共有、共同販売促進キャンペーンの実施、物流インフラの相互活用、ローソン・ポプラ店舗の営業等での事業提携を関連法令の下で、従来と変わらず実施してまいります。また、新たな業務提携の具体的な内容、方法その他の業務提携に関連する事項につきましては、別途両社間で協議の上、進めて参ります。

なお、本半期報告書提出日現在で、ローソンは、当社の普通株式を2,150,300株(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合18.22%)保有しておりますが、自己株式取得の実施により、ローソンが保有する当社の普通株式の数は0株(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合0%)となる予定です。また、当社はローソンの株式を保有しておりません。

2. 資本業務提携契約の解消

当社とローソンは、2014年12月8日付締結の資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といいます。) を、2025年8月29日付で解消いたしました。

本資本業務提携契約解消の理由

ローソンが、その政策保有株の縮減方針に従い当社株式の売却を決定したため、「資本」を外した、業務提 携契約へ変更するために、これまでの本資本業務提携契約を解消したものです。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)	
普通株式	36,160,072	
A 種種類株式	14,000	
計	36,174,072	

【発行済株式】

		_		
種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2025年 8 月31日)	提出日現在発行数(株) (2025年10月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,787,822	11,787,822	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株
A 種種類株式	14,000	14,000	非上場	単元株式数1株 (注)
計	11,801,822	11,801,822	-	-

(注) A 種種類株式の内容は以下のとおりであります。

1.剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日 (以下「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」という。)に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A 種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、50,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、以下に定める料率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。

(a)配当基準日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率5.5%

(b)配当基準日が2025年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率6.5%

(c)配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率7.0%

(d)配当基準日が2027年2月末日に終了する事業年度に属する場合

及び2028年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率8.0%

(e)配当基準日が2029年3月1日以降の日である場合 年率7.0%

但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(A種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(但し、上記(1)但し書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積(「A種累積未払配当金相当額」という。)する。当会社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余金の配当を、法令の定める範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、A種種類株主等に対して行う。

2.残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定めるA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額(以下「A種日割未払優先配当金額」という。)は、払込金額相当額にA種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日(但し、当該分配日が2024年2月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。

但し、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(A種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該分配日に係るA種日割未払優先配当金額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

3 . 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4.普通株式を対価とする取得請求権

(1)普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」といい、普通株式対価取得請求をした日を、以下「普通株式対価取得請求日」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、() A種累積未払配当金相当額及び() A種日割未払優先配当金額の合計額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、普通株式対価取得請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を「普通株式対価取得請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3)当初取得価額

取得価額は、当初、154円とする。

(4)取得価額の調整

(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

EDINET提出書類 株式会社ポプラ(E03312) 半期報告書

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数 (但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 x

分割前発行済普通株式数 分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに 係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 x

併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式数 -当会社が保有する 普通株式の数) 新たに発行する 1 株当たり 普通株式の数 × 払込金額

普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額×

(発行済普通株式数 - 当会社が保有する普通株式の数)

+ 新たに発行する普通株式の数

当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本 において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本 において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全でが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割

当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

上記 乃至 による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員 又は従業員のためのインセンティブプランとして発行される株式及び新株予約権には適用されないものとす る。

(b)上記(a)に掲げた事由によるほか、下記 乃至 のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式交付、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c)取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d)取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について東京証券取引所が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。
- (e)取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (5)普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(6)普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7)普通株式の交付方法

当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1)金銭対価取得請求権

A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償還請求日」という。)として、当会社に対して書面による通知(以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、並びに()A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする(以下、当該金銭を交付する日を「金銭交付日」という。)。

1.05

- (a) 金銭交付日が払込期日以降2026年5月31日までの期間に属する場合
- (b) 金銭交付日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合 1.06

(c)金銭交付日が2028年6月1日以降の日である場合

なお、本(1)においては、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした 剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われない ものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配 日」を「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、償還請求に係るA種種類株 式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。但し、償還請求日に おいてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償 還請求日における分配可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされたA種種類株式の 数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種 類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされな かったものとみなす。

(2)償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3)償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達し たときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、2026年5月31日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」とい う。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知を行っ た上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができ る(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと 引換えに、(i)当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、()金銭対価償還日における 払込金額相当額に以 下に定める数値を乗じて算出した額、並びに A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の合計額 を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。

(a) 金銭対価償還日が2026年5月31日である場合

1.05

1.07

(b) 金銭対価償還日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合

1.06

(c)金銭対価償還日が2028年6月1日以降の日である場合

1.07

なお、本6.においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日と した剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われな いものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配 日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種 種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。

7.譲渡制限

A 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

8.株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1)当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2)当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与 えない。
- (3)当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A 種優先配当金、 A 種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A 種累積未払配当金相当額が第1順位、A 種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、 A 種種類株式が第 1 順位、普通株式が第 2 順位とする。
- (3)当会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株 式総数増 減(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備 金増減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
2025年3月1日~ 2025年8月31日	-	11,801,822	-	30,000	-	-

(5)【大株主の状況】

2025年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自 己株式を除 く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
目黒 俊治	広島市西区	2,340	19.83
株式会社ローソン	東京都品川区大崎1丁目11-2	2,150	18.22
ポプラ協栄会	広島市安佐北区安佐町大字久地665-1	1,135	9.62
株式会社広島銀行 (常任代理人株式会社日本カス トディ銀行)	広島市中区紙屋町 1 丁目 3 - 8 (東京都中央区晴海 1 丁目 8 -12)	212	1.80
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6-21	209	1.77
ポプラ社員持株会	広島市安佐北区安佐町大字久地665-1	207	1.75
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	154	1.31
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5		
(常任代理人日本マスタートラ	(東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イ	133	1.12
スト信託銀行株式会社)	ンターシティAIR)		
株式会社目黒	広島市西区高須3丁目3-24	126	1.06
民本 昌弘	京都市右京区	113	0.95
計	-	6,782	57.47

(注)「所有株式数」及び「発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合」は記載の単位未満を切捨てております。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

2025年 8 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
目黒 俊治	広島市西区	23,407	19.88
株式会社ローソン	東京都品川区大崎 1 丁目11-2	21,503	18.27
ポプラ協栄会	広島市安佐北区安佐町大字久地665-1	11,359	9.65
株式会社広島銀行 (常任代理人株式会社日本カスト ディ銀行)	広島市中区紙屋町1丁目3-8 (東京都中央区晴海1丁目8-12)	2,129	1.80
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6-21	2,090	1.77
ポプラ社員持株会	広島市安佐北区安佐町大字久地665-1	2,070	1.75
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6-1	1,546	1.31
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人日本マスタートラスト 信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4-5 (東京都港区赤坂1丁目8番1号 赤坂イン ターシティAIR)	1,331	1.13
株式会社目黒	広島市西区高須3丁目3-24	1,261	1.07
民本 昌弘	京都市右京区	1,131	0.96
計	-	67,827	57.63

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数	(性)	議決権の数(個)	内容
<u>Б</u> Л	イ木工し女人	(作り)	成/大作の奴(旧)	לניו 🗕
				(1)株式の総数等
無議決権株式	A 種種類株式	14,000	-	発行済株式(注)に
				記載のとおりです。
議決権制限株式(自己株式等)		-	-	-
議決権制限株式(その他)		-	-	-
字 会 镁油按性子(白口性子笙)	(自己保有株式)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	900	•	-
完全議決権株式(その他)	普通株式	11,769,300	117,693	•
単元未満株式	普通株式	17,622	-	-
発行済株式総数		11,801,822	-	-
総株主の議決権		-	117,693	-

- (注)1.「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が200株含まれております。 また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。
 - 2.「単元未満株式」の欄には、当社保有の自己株式24株及び証券保管振替機構名義の株式31株が含まれております。

【自己株式等】

2025年 8 月31日現在

所有者の氏名 又は名称	 所有者の住所 	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ポプラ	広島市安佐北区安佐町 大字久地665-1	900	-	900	0.00
計	-	900	-	900	0.00

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間連結財務諸表について、監査法人FRIQによる期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

		(112,113)
	前連結会計年度 (2025年 2 月28日)	当中間連結会計期間 (2025年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	806,120	1,173,503
売掛金	123,058	157,233
商品及び製品	246,132	198,468
原材料及び貯蔵品	25,026	24,968
その他	586,625	630,839
貸倒引当金	45,730	32,350
流動資産合計	1,741,232	2,152,663
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	104,711	102,038
土地	1,249,635	1,249,635
その他(純額)	205,520	366,214
有形固定資産合計	1,559,867	1,717,889
無形固定資産	3,315	1,384
投資その他の資産		
投資有価証券	61,412	67,362
敷金及び保証金	306,351	279,275
その他	119,153	135,031
貸倒引当金	11,085	10,392
投資その他の資産合計	475,832	471,276
固定資産合計	2,039,015	2,190,550
資産合計	3,780,248	4,343,214
ㅈ ㅗ ㅂ비	3,700,210	1,010,21

		(丰位:111)
	前連結会計年度 (2025年 2 月28日)	当中間連結会計期間 (2025年 8 月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	258,771	532,241
加盟店買掛金	221,217	307,855
1 年内返済予定の長期借入金	153,712	114,538
預り金	97,590	102,532
未払金	332,879	461,068
未払法人税等	97,550	52,092
賞与引当金	20,447	23,058
その他	442,135	443,079
流動負債合計	1,624,304	2,036,467
固定負債		
長期借入金	41,288	177,832
リース債務	173,725	95,531
退職給付に係る負債	425,785	419,104
資産除去債務	194,781	177,968
長期預り金	534,357	512,917
その他	5,172	6,425
固定負債合計	1,375,111	1,389,778
負債合計	2,999,415	3,426,246
純資産の部		
株主資本		
資本金	30,000	30,000
利益剰余金	761,448	892,639
自己株式	408	408
株主資本合計	791,039	922,231
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	6,158	10,110
退職給付に係る調整累計額	16,365	15,373
その他の包括利益累計額合計	10,207	5,263
純資産合計	780,832	916,967
負債純資産合計	3,780,248	4,343,214
		<u> </u>

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】【中間連結損益計算書】

		(単位:十日)
	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
売上高	4,488,739	4,095,751
営業収入	1,739,920	1,863,140
営業総収入合計	6,228,660	5,958,891
売上原価	3,430,424	3,225,585
営業総利益	2,798,235	2,733,305
販売費及び一般管理費	2,536,283	2,506,283
営業利益	261,951	227,022
営業外収益		, -
受取利息	290	834
受取配当金	1,729	612
受取手数料	304	551
開発負担金収入	8,124	3,399
違約金収入	5,016	1,038
貸倒引当金戻入額	877	14,017
その他	3,568	6,801
営業外収益合計	19,910	27,255
営業外費用		
支払利息	10,582	8,400
コミットメントフィー	2,501	1,250
その他	307	598
営業外費用合計	13,392	10,249
経常利益	268,469	244,028
特別利益		
固定資産売却益	768	69
投資有価証券売却益	61,293	-
特別利益合計	62,062	69
特別損失		
固定資産除却損	0	0
減損損失	14,666	11,330
店舗閉鎖損失	700	-
特別損失合計	15,367	11,330
税金等調整前中間純利益	315,164	232,768
法人税、住民税及び事業税	50,063	52,252
法人税等調整額	553	3,824
法人税等合計	50,617	56,077
中間純利益	264,547	176,691
親会社株主に帰属する中間純利益	264,547	176,691

【中間連結包括利益計算書】

		(単位:千円)
	前中間連結会計期間 (自 2024年 3 月 1 日 至 2024年 8 月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
中間純利益	264,547	176,691
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	23,686	3,951
退職給付に係る調整額	5,540	991
その他の包括利益合計	29,227	4,943
中間包括利益	235,320	181,635
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	235,320	181,635
非支配株主に係る中間包括利益	-	-

	节中眼海社会社期 眼	
	前中間連結会計期間 (自 2024年 3 月 1 日	当中間連結会計期間 (自 2025年 3 月 1 日
	至 2024年8月31日)	至 2025年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	315,164	232,768
減価償却費	27,550	29,739
減損損失	14,666	11,330
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	498	5,688
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,002	14,072
賞与引当金の増減額(は減少)	2,443	2,611
受取利息及び受取配当金	2,019	1,446
支払利息	10,582	8,400
固定資産除売却損益(は益)	768	69
店舗閉鎖損失	700	-
投資有価証券売却損益(は益)	61,293	-
売上債権の増減額(は増加)	20,547	34,175
加盟店貸勘定及び加盟店借勘定の純増減額	13,748	41,695
未収入金の増減額(は増加)	14,395	53,107
棚卸資産の増減額(は増加)	23,636	47,721
立替金の増減額(は増加)	47,501	45,428
仕入債務の増減額(は減少)	371,906	360,107
預り金の増減額(は減少)	17,414	4,942
未払金の増減額(は減少)	116,025	72,275
その他	1,526	35,938
小計	687,242	621,664
利息及び配当金の受取額	2,019	1,445
利息の支払額	10,582	8,400
法人税等の支払額	57,143	98,076
還付法人税等の受取額	105,774	366
営業活動によるキャッシュ・フロー	727,310	516,999
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	52,951	129,777
有形固定資産の売却による収入	768	70
無形固定資産の取得による支出	10,350	10,600
資産除去債務の履行による支出	18,274	7,803
投資有価証券の売却による収入	110,427	-
貸付けによる支出	-	1,000
貸付金の回収による収入 敷金及び保証金の差入による支出	1,016 419	798
敷金及び保証金の屋内による収入 敷金及び保証金の回収による収入	7,609	354 27,430
表金及び保証金の回収による収入 その他	2,667	1,811
投資活動によるキャッシュ・フロー	40,494	119,423
財務活動によるキャッシュ・フロー	00.470	00,004
リース債務の返済による支出 自己株式の取得による支出	86,479	82,061
	9	200,000
長期借入れによる収入 長期借入金の返済による支出	- 85,960	200,000
設備関係割賦債務の返済による支出	1,254	102,630
配当金の支払額	28,928	45,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	202,632	30,191
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	565,172	367,383
現金及び現金同等物の期首残高	752,371	806,120
		·
現金及び現金同等物の中間期末残高	1,317,543	1,173,503

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更) 該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)を当中間連結会計期間の期首から適用しております。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(自己株式の取得)

当社は2025年8月29日開催の取締役会において、2025年10月16日開催予定の当社臨時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に特定の株主からの自己株式取得(以下「本自己株式取得」といいます。)の件を付議することを決議しました。

1.本自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

2,150,300株(上限)

株式1株を取得するのと引き換えに交付する金額及びその算定方法

以下の(1)又は(2)に掲げる価格のいずれか低い方の価格とする。

- (1)当社普通株式の2025年9月1日から2025年10月15日までの各営業日における東京証券取引所における終値の平均値(上記期間中の営業日における終値の合計を当該営業日数で除することにより算出する。なお、上記算出にあたり終値がない営業日は除く。)に、0.8を乗じて算出された金額(1円未満の端数切捨て)
- (2)本株主総会の決議日の前日における東京証券取引所における終値(但し、同日に取引がない場合はその後最初になされた売買取引成立価格とする。)

取得価額の総額

378,452,800円(上限)

取得の方法

特定の株主からの相対取引による取得

取得の相手先

株式会社ローソン

2. 取得日

2025年10月17日

3.その他

本自己株式取得にあたって、株式1株と引換えに交付する金銭等の額は、前記「1.本自己株式取得に関する取締役会の決議内容」に記載のとおりとし、会社法第161条及び会社法施行規則第30条により算定されるものを超えないため、取得する相手方以外の株主様には、会社法第160条第2項及び第3項による売主追加請求権は生じません。なお、本自己株式取得により取得する自己株式の処分の方針は現時点では決定しておりません。

また、本自己株式取得は本株主総会の本自己株式取得に係る議案の承認が得られること及び効力発生日時点において「3 経営上の重要な契約等 1.業務提携契約の締結」に記載の業務提携契約が締結されており、有効に存続していること等を条件としております。

(第三者割当による種類株式の発行、並びに資本金及び資本準備金の額の減少)

当社は、2025年8月29日開催の取締役会において、2025年10月16日開催予定の当社臨時株主総会に定款の一部変更を行い、第三者割当による種類株式を発行すること(以下「本第三者割当」といいます。)並びに、本第三者割当の払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少すること(以下「本資本金等の額の減少」といいます。)を付議することを決議しました。

(第三者割当による種類株式の発行について)

1.募集の概要

(1)発行する株式の種類及び数: B種種類株式 6,400株

(2)発行価額: 1株につき50,000円

(3)発行価額の総額 : 320,000,000円(4)払込期日 : 2025年10月17日(5)募集又は割当方法 : 第三者割当

(6)割当先及び割当株式数: HiCAP 5 号投資事業有限責任組合 3,200株、MIT広域再建支援 投資事業有限

責任組合 3,200株

(7)資金の使途 : 自己株式の取得資金

(8)その他

: B種種類株式は、 B種優先配当金として、50,000円に以下に定める料率を乗じて算出した額が支払われます。なお、B種種類株式の発行要項においては、非参加条項(B種種類株式の株主に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額(以下に定義します。)の額を超えて剰余金の配当を行わないという内容の規定)及び累積条項(ある事業年度についてB種種類株主に対して行われた1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積し、翌事業年度以降に支払う必要が生じるという内容の規定。なお、かかる累積条項に基づき累積する金額を「B種累積未払配当金相当額」といいます。)が定められております。

- (a) 配当基準日が2026年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率7%
- (b) 配当基準日が2027年2月末日に終了する事業年度に属する場合及び2028 年2月末日に終了する事業年度に属する場合 年率8%
- (c) 配当基準日が2028年3月1日以降の日である場合 年率7%

法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しませ hv。

- (a) 普通株式を対価とする取得請求権、(b) 金銭を対価とする取得請求権及び(c) 金銭を対価とする取得条項が付されます。これらの概要は以下のとおりです。
- (a) 普通株式を対価とする取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、下記に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」といいます。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし、当社は、当該請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとします。請求対象普通株式は、(i)B種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額、(ii)B種累積未払配当金相当額及び(iii)B種日割未払優先配当金額の合計額を、原則として、185円で除して得られる数とします。

(b) 金銭を対価とする取得請求権

B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」といいます。)ができるものとし、当社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(i)払込金額相当額に以下に定める数値を乗じて算出した額、並びに(ii)B種累積未払配当金相当額及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとします。

- ・ 当該交付日が払込期日以降2026年5月31日までの期間に属する場合:1.05
- ・ 当該交付日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間に属する場合:1.06
- ・ 当該交付日が2028年6月1日以降の日である場合:1.07

(c) 金銭を対価とする取得条項

当社は、2026年5月31日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める 日(以下「金銭対価償還日」といいます。)が到来することをもっ て、B種種類株主に対して、金銭を対価として、B種種類株式の全部 又は一部を取得することができるものとし、当社は、当該取得に係る B種種類株式を取得するのと引換えに、(i)当該取得に係るB種種類 株式の数に、(ii)金銭対価償還日における 払込金額相当額に以下に 定める数値を乗じて算出した額、並びに B種累積未払配当金相当額 及びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭 を、B種種類株主に対して交付するものとします。

- 金銭対価償還日が2026年 5 月31日である場合:1.05
- 金銭対価償還日が2026年6月1日以降2028年5月31日までの期間 に属する場合:1.06
- 金銭対価償還日が2028年6月1日以降の日である場合:1.07

2.調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1)調達する資金の額

払込金額の総額	320,000,000円
発行諸費用の概算額	34,000,000円
差引手取概算額	286,000,000円

(注)1発行諸費用の概算額には、

1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。 2 発行諸費用の概算額の内訳は、当社フィナンシャルアドバイザー(株式会社NEX Consulting)に対するアドバイザリー費用、弁護士費用、B種種類株式に係る価値評価費用並びにその他事務費用(有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料、割当予定先の反社会的勢力との関係のチェックを含む調査費用、登記関連費用及び本株主総会開催費用等)の合計であります。

(2)調達する資金の具体的な使途 本第三者割当により調達する差引手取概算額286百万円の使途については、2025年10月末までに自己株式取 得の取得資金に充当し、残額が生じた場合は2026年3月末までに運転資金に充当する予定です。なお、自己株 式取得の詳細につきましては、(追加情報)の(自己株式の取得)をご参照ください。

(資本金及び資本準備金の額の減少) 1.本資本金等の額の減少の目的

今後の資本政策の柔軟性・機動性の確保と税負担の軽減を図るため、本第三者割当と同時に本資本金等の額 をそれぞれ減少し、その他資本剰余金へ振り替えます。 なお、本資本金等の額の減少については、本第三者割当に係る払込みを条件とします。

2 . 本資本金等の額の減少の要領 (1)減少すべき資本金の額 160,000,000円 なお、本第三者割当に係る払込みと同時に資本金の額が160,000,000円増額いたしますので、効力発生日後 の資本金の額は効力発生前の資本金の額より減少いたしません。

(2)減少すべき資本準備金の額 160,000,000円 なお、本第三者割当に係る払込みと同時に資本準備金の額が160,000,000円増額いたしますので、効力発生 日後の資本準備金の額は効力発生前の資本準備金の額より減少いたしません。

(3)本資本金等の額の減少の方法 会社法第447条第1項及び第3項並びに第448条第1項及び第3項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上 記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3 本資本全等の額の減少の日程

本資本金等の額の減少に係る取締役会決議	2025年 8 月29日
[2025年 9 月12日
[2025年10月12日
本株主総会決議(予定)	2025年10月16日
本資本金等の額の減少の効力発生日(予定)	2025年10月17日

4.今後の見通し

・・・人といれた。 本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における科目間の振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

なお、本第三者割当は、本臨時株主総会において、本第三者割当及び定款変更に係る各議案の承認が得られる こと等を条件としており、本資本金等の額の減少は本第三者割当に係る払込みを条件としております。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理) 該当事項はありません。

(中間連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(中間連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
従業員給与・賞与	621,737千円	582,567千円
賞与引当金繰入額	19,269	21,685
退職給付費用	8,946	13,954
不動産賃借料	495,799	517,646

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
現金及び預金勘定	1,317,543千円	1,173,503千円
	1,317,543	1,173,503

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自2024年3月1日 至2024年8月31日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年 5 月30日 定時株主総会	A種種 類株式	28,928	2,066.30	2024年 2 月 29日	2024年 5 月 31日	利益剰余金

2.株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自2025年3月1日 至2025年8月31日)

1.配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1 株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年 5 月29日 定時株主総会	A種種 類株式	45,500	3,250.00	2025年 2 月 28日	2025年 5 月 30日	利益剰余金

2.株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自2024年3月1日 至2024年8月31日)

1.報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	幸!	 告セグメン	<u> </u>			計 調整額 技	中間連結
	スマート ストア事業	ローソ ン・ポプ ラ事業	計	その他 (注)1	合計		損益計算書 計上額 (注)3
営業総収入							
加盟店からの収入	1,393,547	1,033,870	2,427,418	-	2,427,418	-	2,427,418
直営店舗の売上	337,359	2,176,365	2,513,725	409,847	2,923,573	-	2,923,573
その他の収入	786,710	38,585	825,296	3,143	828,440	-	828,440
顧客との契約から 生じる収益	2,517,618	3,248,822	5,766,440	412,991	6,179,432	-	6,179,432
その他の収益 (注)4	48,507	720	49,227	-	49,227	-	49,227
外部顧客への営業 総収入	2,566,126	3,249,542	5,815,668	412,991	6,228,660	-	6,228,660
セグメント間の内 部営業総収入又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	2,566,126	3,249,542	5,815,668	412,991	6,228,660	-	6,228,660
セグメント利益又は 損失()	37,673	465,303	427,629	3,255	424,373	162,422	261,951

- (注) 1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店事業、ドラッグストア及び外食事業であります。
 - 2. セグメント利益又は損失()の調整額は、配分されていない全社費用であります。全社費用は、 主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

 - 3.セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。 4.その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日 企業 会計基準委員会)に基づく賃貸収入等であります。
- 2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 (固定資産に係る重要な減損損失)

当中間連結会計期間において、固定資産の減損損失を14,666千円計上しております。当該減損損失の計 上額は、「スマートストア事業」セグメントにおいて14,666千円であります。

当中間連結会計期間(自2025年3月1日 至2025年8月31日)

1.報告セグメントごとの営業総収入及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:千円)

	報	 3告セグメン					中間連結
	スマート ストア事業	ローソ ン・ポプ ラ事業	計	その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	損益計算書 計上額 (注)3
営業総収入							
加盟店からの収入	1,285,425	1,211,193	2,496,618	-	2,496,618	-	2,496,618
直営店舗の売上	339,066	1,772,237	2,111,304	350,446	2,461,750	-	2,461,750
その他の収入	921,649	32,800	954,450	2,708	957,158	-	957,158
顧客との契約から 生じる収益	2,546,141	3,016,231	5,562,372	353,154	5,915,526	-	5,915,526
その他の収益 (注)4	42,644	720	43,364	-	43,364	-	43,364
外部顧客への営業 総収入	2,588,785	3,016,951	5,605,736	353,154	5,958,891	-	5,958,891
セグメント間の内 部営業総収入又は 振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	2,588,785	3,016,951	5,605,736	353,154	5,958,891	-	5,958,891
セグメント利益又は 損失()	123,169	522,964	399,794	3,484	403,279	176,256	227,022

- (注)1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、保険代理店事業、ド ラッグストア及び外食事業であります。
 - 2. セグメント利益又は損失()の調整額は、配分されていない全社費用であります。全社費用は、 主に報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費であります。

 - 3.セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。 4.その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号 2007年3月30日 企業会計基準委員会)に基づく賃貸収入等であります。
- 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 (固定資産に係る重要な減損損失)

当中間連結会計期間において、固定資産の減損損失を11,330千円計上しております。当該減損損失の計 上額は、「スマートストア事業」セグメントにおいて11,330千円であります。

(金融商品関係)

当中間連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

有価証券の中間連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

<u></u>		
	前中間連結会計期間 (自 2024年3月1日 至 2024年8月31日)	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
(1) 1株当たり中間純利益	20円50銭	12円89銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	264,547	176,691
普通株主に帰属しない金額(千円)	22,937	24,701
(うち優先配当額(千円))	(22,937)	(24,701)
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利 益(千円)	241,610	151,989
普通株式の期中平均株式数(千株)	11,786	11,786
(2)潜在株式調整後1株当たり中間純利益	16円05銭	10円71銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額 (千円)	22,937	24,701
(うち優先配当額(千円))	(22,937)	(24,701)
普通株式増加数 (千株)	4,694	4,705
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1		
株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在	_	-
株式で、前連結会計年度末から重要な変更が		
あったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社ポプラ(E03312) 半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年10月14日

株式会社ポプラ

取締役会 御中

監査法人FRIQ 東京都千代田区

指定社員 業務執行社員 公認会計士 三浦 義直

指定社員 公認会計士 笠原 寿敦 業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ポプラの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ポプラ及び連結子会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財 務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手 続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度 の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

EDINET提出書類 株式会社ポプラ(E03312) 半期報告書

- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。